

薬衛第1057号  
令和8年（2026年）2月18日

関係団体長様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

麻薬取扱者免許申請及び麻薬等届出の電子申請・届出における  
医師の診断書原本確認の取扱いについて（通知）

「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく電子申請・届出（以下「電子申請」という。）については、令和6年（2024年）3月18日付け薬衛第1031号薬務衛生課長通知の「麻薬取扱者免許申請及び麻薬等届出の電子申請・届出窓口（LoGo フォーム）の開設について（通知）」により示しているところです。

今般、「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続のオンライン対応について」（令和7年（2025年）12月12日付け医薬総発1212第1号等厚生労働省医薬局総務課長等通知）が示されたことから、電子申請における医師の診断書の提出方法の取扱いについては、原本の提出に加え、下記の方法による提出も可能とするよう整理しましたのでお知らせします。

つきましては、本内容を御理解いただき、貴会員への周知に御協力くださいますようお願い申し上げます。

記

診断書の写しに、申請者による次の（ア）～（ウ）までの事項を記載して原本証明を行い、当該原本証明がなされたもの（明瞭にスキャンして作成したPDFの電子ファイル）を提出する。

- （ア）当該写しが原本と相違ない旨
- （イ）原本証明を行った年月日
- （ウ）証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

また、麻薬小売業者及び麻薬卸売業者による一度の申請等で原本証明の対象となる診断書が複数枚となる場合は、別紙様式のように原本証明した診断書を一覧化した原本証明書を作成の上、診断書の写しに添付することでも差し支えない。

※原本証明がなされていても、疑義があれば、申請者に対し原本提示を求めることがあります。

問合せ先  
熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課  
野田、八尋  
TEL：096-333-2242

# 原本証明書

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

## 記

例) 熊本太郎の診断書

1

2

3

4

5

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

令和 年 月 日

氏名  $\left( \begin{array}{l} \text{法人にあつては、} \\ \text{名称及び代表者の氏名} \end{array} \right)$

医薬総発1212第1号  
医薬薬審発1212第1号  
医薬機審発1212第1号  
医薬安発1212第1号  
医薬監麻発1212第1号  
令和7年12月12日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）長 殿  
〔特別区〕

厚生労働省医薬局総務課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬局医薬安全対策課長  
（ 公 印 省 略 ）  
厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続の  
オンライン対応について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）等に基づく申請、届出等（以下「申請等」という。）の手続について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）及び厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号）の規定により、電子情報処理組織を使用する方法（以下「オンライン手続」という。）により行うことが可能とされているところです。

「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）、さらに、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく令和7年の募集に対する提案を受け、都道府県、保健所設置市及び特別区（以下「都道

府県等」という。)が申請等の受け手となる薬機法等に基づく申請等の手続について、国民等の利便性向上と行政事務の効率化に資する取組がより促進されるよう、下記のとおりオンライン化に係る添付書類の取扱い等を整理しましたので、下記を参考に、行政手続のオンライン化に向けた必要な措置を採られるようお願いいたします。

なお、本通知は、従前より行われている都道府県等における行政手続のオンライン化の取組による手続を引き続き行うことを妨げるものではありません。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1 申請等について

別紙1に掲げる申請等については、デジタル手続法の規定により、例えば、電子メールの送付、都道府県等が提供するオンライン申請システム等によるオンライン手続により、申請等に当たって必要となる書類等を提出することで実施可能であること。

### 2 添付書類について

オンライン手続により別紙1に掲げる申請等を実施する場合は、申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から、(1)又は(2)に掲げる書類の原本を明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルをその写しとして添付することが可能である。

(1) 有資格者であることを証する書類、登記事項証明書、医師の診断書等（以下「証書等」と総称する。）

(2) 許可証、免許証、登録票等のうち、き損したもの、書き替えを要するもの又はその有効な期間を徒過したもの等（以下「き損等をした許可証等」と総称する。）

ただし、証書等の写しが添付された場合は、都道府県等の指示により原本の提出又は窓口での提示ができるよう申請者等に対し準備を求めること。

また、き損等をした許可証等の写しが添付された場合は、その原本が申請者等の手元に残ると悪用等のおそれがあるため、後日、速やかにその原本を窓口において又は郵送により提出させること。

### 3 原本確認について

別紙1に掲げる申請等の中には、申請等に際し、証書等の写しが添付された場合は、窓口において申請者等からその原本の提示を受けて原本確認を行ってきたものもあると考えられるが、オンライン手続による申請等を可能とするため、この原本確認を以下のとおり行う。

- (1) 証書等の確認について、申請等の際に窓口で原本の提示を求めること以外的手段で原本確認を受けることができるものとする。ただし、当該確認を受けた後も都道府県等の指示により原本の提出又は窓口での提示ができるよう申請者等に対し準備を求めること。
- (2) 都道府県等が申請等の受付時に窓口で原本の提示を求めること以外で原本確認を行う手段は、例えば、以下のアからエのうちの一つ又は複数を組み合わせたものでよいこと。
- ア 後日、申請者等に当該証書等の原本を窓口を持参させ、当該証書等の写しの原本確認を行う。
- イ 都道府県等の担当者が、後日、許可申請等に係る調査等を実地で行う際に、薬局等において当該証書等の写しの原本確認を行う。
- ウ 都道府県等の担当者が、オンライン会議等を利用し当該証書等の写しの原本確認を行う。
- エ 証書等の写しに、以下の（ア）から（ウ）までの事項を記載して原本証明を行い、当該原本証明がなされたもの（当該写しを明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルとする。）の提出を求める。
- （ア）当該写しが原本と相違ない旨
- （イ）原本証明を行った年月日
- （ウ）証明者の氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
- また、一度の申請等で原本証明の対象となる証書等が複数枚となる場合は、別紙2のように原本証明した証書等を一覧化した原本証明書を作成の上、これを電子ファイルとしたものの提出をあわせて求めることでも差し支えない。

#### 4 その他

別紙1に掲げる申請等及び「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」（令和7年4月1日付け医薬薬審発0401第1号、医薬機審発0401第1号、医薬安発0401第2号、医薬監麻発0401第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知）において示した申請等の手続に際しかかる手数料の都道府県等が行う徴収（都道府県等以外へ納付すべき手数料に係るものを除く。）についても、現金や都道府県証紙に限らず、クレジットカード、QRコード決済等のオンラインによる決済手段を用いることが可能であること。

また、別紙1に掲げる申請等以外の手続に関しては、既に発出している下記の関連通知も併せて参照すること。

#### 【関連通知】

- ・「デジタル技術を利用した申請等手続きの簡素化について」（令和4年12月13日）

付け薬生薬審発1213第1号、薬生機審発1213第2号、薬生安発1213第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長通知)

- ・「申請書等のオンライン提出に係る取扱い等について」(令和7年4月1日付け医薬薬審発0401第1号、医薬機審発0401第1号、医薬安発0401第2号、医薬監麻発0401第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長、医療機器審査管理課長、医薬安全対策課長、監視指導・麻薬対策課長通知)  
「別添 オンライン提出に係る電子ファイル作成等要領」
- ・「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた対応について」(令和5年12月13日付け医薬機審発1213第2号厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長通知)
- ・「「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえた対応について(その2)」(令和6年11月27日付け医薬機審発1127第1号厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長通知)

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- ・薬局開設の許可申請（第 4 条第 1 項）
  - ・薬局開設の許可の更新申請（第 4 条第 4 項）
  - ・地域連携薬局の認定申請（第 6 条の 2 第 1 項）
  - ・地域連携薬局の認定の更新申請（第 6 条の 2 第 4 項）
  - ・専門医療機関連携薬局の認定申請（第 6 条の 3 第 1 項）
  - ・専門医療機関連携薬局の認定の更新申請（第 6 条の 3 第 5 項）
  - ・薬局の休廃止等の届出（第 10 条）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可申請（第 12 条第 2 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新申請（第 12 条第 4 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可申請（第 13 条第 3 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新申請（第 13 条第 4 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売の承認申請（第 14 条第 1 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売承認事項の一部変更申請（第 14 条第 15 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の軽微変更届（第 14 条第 16 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売届（第 14 条の 9 第 1 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の休廃止等の届出（第 19 条第 1 項）
  - ・薬局製造販売医薬品の製造業の休廃止等の届出（第 19 条第 2 項）
  - ・店舗販売業の許可申請（第 26 条第 1 項）
  - ・配置販売業の許可申請（第 30 条第 1 項）
  - ・配置従事者の身分証明書の交付申請（第 33 条第 1 項）
  - ・卸売販売業の許可申請（第 34 条第 1 項）
  - ・店舗販売業の休廃止等の届出（第 38 条第 1 項において準用する第 10 条）
  - ・配置販売業及び卸売販売業の休廃止等の届出（第 38 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項）
  - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請（第 39 条第 1 項）
  - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新申請（第 39 条第 6 項）
  - ・管理医療機器の販売業又は貸与業の届出（第 39 条の 3 第 1 項）
  - ・高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 1 項において準用する第 10 条第 1 項）
  - ・管理医療機器の販売業又は貸与業の休廃止等の届出（第 40 条第 2 項において準用する第 10 条第 1 項）
  - ・再生医療等製品の販売業の許可申請（第 40 条の 5 第 1 項）
  - ・再生医療等製品の販売業の許可の更新申請（第 40 条の 5 第 6 項）
  - ・再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出（第 40 条の 7 第 1 項において準用する

第 10 条第 1 項)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和 36 年政令第 11 号）

- ・薬局開設の許可証の書換え交付申請（第 2 条の 3 第 1 項）
- ・薬局開設の許可証の再交付申請（第 2 条の 4 第 1 項）
- ・地域連携薬局等の認定証の書換え交付申請（第 2 条の 8 第 1 項）
- ・地域連携薬局等の認定証の再交付申請（第 2 条の 9 第 1 項）
- ・取扱処方箋数の届出（第 2 条の 13）
- ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の書換え交付申請（第 5 条第 1 項）
- ・薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可証の再交付申請（第 6 条第 1 項）
- ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の書換え交付申請（第 12 条第 1 項）
- ・薬局製造販売医薬品の製造業の許可証の再交付申請（第 13 条第 1 項）
- ・医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付申請（第 45 条第 1 項）
- ・医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業及び貸与業並びに再生医療等製品の販売業の許可証の再交付申請（第 46 条第 1 項）

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和 36 年厚生省令第 1 号）

- ・医薬品の販売業の許可証の書換え交付申請（第 142 条において準用する第 4 条）
- ・医薬品の販売業の許可証の再交付申請（第 142 条において準用する第 5 条）
- ・医薬品の販売業の許可の更新申請（第 142 条において準用する第 6 条）
- ・登録販売者試験の申請（第 159 条の 5）
- ・販売従事登録の申請（第 159 条の 7 第 1 項）
- ・登録販売者名簿の登録事項の変更申請（第 159 条の 9 第 1 項）
- ・販売従事登録の消除申請（第 159 条の 10 第 1 項）
- ・販売従事登録証の書換え交付申請（第 159 条の 11 第 1 項）
- ・販売従事登録証の再交付申請（第 159 条の 12 第 1 項）

○毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）

- ・毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録の申請及び登録内容の変更（第 4 条第 2 項（第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。））
- ・毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録更新の申請（第 4 条第 3 項）
- ・特定毒物研究者の許可の申請（第 6 条の 2 第 1 項）
- ・毒物劇物営業者による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出（第 7 条第 3 項）
- ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の変更又は廃止の届出（第 10 条第 1 項）
- ・特定毒物研究者の登録内容の変更又は廃止の届出（第 10 条第 2 項）

- ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の登録が失効した場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・特定毒物研究者の許可が失効した場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・特定毒物使用者でなくなった場合の現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 1 項）
- ・毒物劇物製造業、輸入業、販売業の登録が失効した場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・特定毒物研究者の許可が失効した場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・特定毒物使用者でなくなった場合の相続人等による現に所有する品名及び数量の届出（第 21 条第 4 項において準用する第 1 項）
- ・業務上取扱者の届出（第 22 条第 1 項）
- ・業務上取扱者の届出（新規政令制定時）（第 22 条第 2 項）
- ・業務上取扱者の変更又は廃止の届出（第 22 条第 3 項）
- ・業務上取扱者による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出（第 22 条第 4 項において準用する第 7 条第 3 項）

○毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）

- ・ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤を使用する害虫防除実施の届出（第 18 条第 1 項第 2 号）
- ・モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤を使用する害虫防除実施の届出（第 24 条第 1 項第 2 号）
- ・毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の書換え交付申請（第 35 条第 1 項）
- ・毒物劇物営業者又は特定毒物研究者の登録票又は許可証の再交付申請（第 36 条第 1 項）

○麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号）

- ・麻薬取扱者免許の申請（第 3 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者の麻薬に関する業務又は研究廃止の届出（第 7 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者の資格喪失の届出（第 7 条第 2 項において準用する第 1 項）
- ・麻薬取扱者の死亡又は解散の届出（第 7 条第 3 項）
- ・麻薬取扱者免許証の返納（第 8 条）
- ・麻薬取扱者の免許証記載事項変更の届出（第 9 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者免許証の再交付申請（第 10 条第 1 項）
- ・麻薬取扱者免許証再交付を受けた後の亡失した免許証の返納（第 10 条第 2 項）
- ・麻薬小売業者間での麻薬譲渡許可申請（第 24 条第 12 項第 1 号）

- ・麻薬の廃棄の届出(第 29 条)
  - ・麻薬の事故の届出(第 35 条第 1 項)
  - ・調剤された麻薬の廃棄の届出(第 35 条第 2 項)
  - ・免許失効時等に所有する麻薬の品名及び数量の届出(第 36 条第 1 項)
  - ・免許失効後等に譲渡した麻薬の品名、数量等の届出(第 36 条第 3 項)
  - ・麻薬取扱者の死亡又は解散の届出 (第 36 条第 4 項において準用する第 1 項及び第 3 項)
  - ・麻薬卸売業者が行う定期届出(第 46 条第 1 項)
  - ・麻薬小売業者が行う定期届出(第 47 条)
  - ・麻薬管理者が行う定期届出(第 48 条)
  - ・麻薬研究者が行う定期届出(第 49 条)
  - ・向精神薬営業者免許の申請(第 50 条第 1 項)
  - ・向精神薬営業者の業務廃止等の届出、返納、再交付申請等 (第 50 条の 4 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 9 条第 1 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項)
  - ・向精神薬試験研究施設設置者の登録申請 (第 50 条の 5 第 1 項)
  - ・向精神薬試験研究施設設置者の学術研究又は試験検査の廃止の届出、返納、再交付等(第 50 条の 7 において準用する第 7 条第 1 項及び第 3 項、第 8 条、第 9 条第 1 項並びに第 10 条第 1 項及び第 2 項)
  - ・向精神薬取扱責任者の届出(第 50 条の 20 第 4 項)
  - ・向精神薬の事故の届出(第 50 条の 22 第 1 項)
  - ・向精神薬試験研究施設設置者の向精神薬の品名、数量等の届出(第 50 条の 24 第 2 項)
  - ・薬局開設の許可を受けた者又は医薬品の卸売販売業の許可を受けた者による別段の申出 (第 50 条の 26 第 1 項)
  - ・特定麻薬等原料卸小売業者の業務の届出等(第 50 条の 27)
  - ・特定麻薬等原料卸小売業者の業務廃止の届出(第 50 条の 28 第 1 項)
  - ・特定麻薬等原料卸小売業者の死亡又は解散の届出(第 50 条の 28 第 2 項)
  - ・麻薬等原料卸小売業者の事故の届出(第 50 条の 33 第 1 項)
  - ・麻薬等原料卸小売業者の疑わしい取引の届出(第 50 条の 33 第 2 項)
  - ・麻薬中毒者に関する医師の届出(第 58 条の 2 第 1 項)
  - ・麻薬中毒者等の入院継続の通知 (第 58 条の 8 第 2 項)
  - ・麻薬中毒者等の退院期日の通知 (第 58 条の 8 第 4 項)
  - ・措置入院者の退院通知 (第 58 条の 12 第 2 項)
- 覚醒剤取締法 (昭和 26 年法律第 252 号)
- ・覚醒剤製造業者の指定申請 (第 4 条第 1 項)
  - ・覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者の指定申請(第 4 条第 2 項)

- ・ 覚醒剤製造業者の業務廃止等の届出(第9条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関の業務廃止等の届出(第9条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の研究廃止の届出(第9条第3項)
- ・ 覚醒剤施用機関の死亡等による業務廃止等の届出(第9条第4項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定証の返納(第10条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の業務停止等処分時の指定証提出(第10条第2項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定証の再交付申請(第11条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の旧指定証の返納(第11条第2項)
- ・ 覚醒剤製造業者の氏名等変更の届出(第12条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関の名称変更の届出(第12条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の氏名等変更の届出(第12条第3項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤製造の許可申請(第15条第2項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤譲渡受の許可申請(第17条第5項)
- ・ 覚醒剤研究者の覚醒剤の施用又は交付の許可申請(第20条第6項)
- ・ 覚醒剤保管営業所の届出(第22条第1項)
- ・ 覚醒剤の廃棄の届出(第22条の2)
- ・ 覚醒剤の事故の届出(第23条)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定失効時に所有していた覚醒剤の品名及び数量の報告(第24条第1項)
- ・ 覚醒剤施用機関等の指定失効後譲渡した覚醒剤の品名、数量等の報告(第24条第2項)
- ・ 覚醒剤施用機関の開設者等の死亡又は解散時の報告(第24条第4項において準用する同条第1項及び第2項)
- ・ 覚醒剤製造業者の定期報告(第29条)
- ・ 覚醒剤施用機関の管理者及び覚醒剤研究者の定期報告(第30条)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の業務廃止の届出等(第30条の4第1項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の死亡等による業務廃止の届出(第30条の4第2項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の指定申請、返納、再交付申請等(第30条の5において準用する第4条第1項及び第2項、第10条第1項及び第2項、第11条第1項及び第2項並びに第12条第1項から第3項まで)
- ・ 覚醒剤原料の輸出入許可の申請(第30条の6第4項)
- ・ 覚醒剤原料輸入業者等の原料保管場所の届出(第30条の12第1項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等の覚醒剤原料廃棄の届出(第30条の13)
- ・ 覚醒剤原料の事故の届出(第30条の14第1項)
- ・ 医師等が交付した医薬品である覚醒剤原料等の廃棄の届出(第30条の14第2項)
- ・ 薬局開設者等が譲受した医薬品である覚醒剤原料の品名、数量等の届出(第30条の14第3項)
- ・ 覚醒剤原料取扱業者等が指定失効時等に保有していた覚醒剤原料の品名及び数量

の報告(第30条の15第1項)

- ・覚醒剤原料取扱業者等が指定失効後譲渡した覚醒剤原料の品名、数量等の報告(第30条の15第2項)
- ・覚醒剤原料取扱業者等の死亡時等の報告(第30条の15第4項において準用する第24条第4項)
- ・届出等の義務者の変更等(第36条第1項)

○大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)

- ・第一種大麻草採取栽培者の免許申請(第5条第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者名簿登録の変更届出(第6条第3項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証再交付申請(第7条第3項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証再交付を受けた後の亡失した免許証の返納(第7条第4項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許証の返納(第7条第5項)
- ・第一種大麻草採取栽培者が行う定期報告(第9条)
- ・大麻の持ち出しの許可(第11条)
- ・敷地内での大麻の廃棄の届出(第12条第1項)
- ・敷地外での大麻の廃棄の届出(第12条第2項)
- ・大麻、発芽不能未処理種子及び麻葉の事故の届出(第12条の2第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の免許取消しの届出(第12条の7第1項)
- ・第一種大麻草採取栽培者の死亡又は解散の届出(第12条の7第3項)
- ・免許期間満了者等が譲渡した大麻又は発芽不能未処理種子の品名、数量等の届出(第12条の8第3項)

○あへん法(昭和29年法律第71号)

- ・けしがらの輸入又は輸出の許可申請(第6条第3項)
- ・あへん廃棄の許可申請(第10条第2項)
- ・けし耕作者、甲種研究栽培者又は乙種研究栽培者のけし栽培の許可申請(第12条第3項)
- ・けし栽培の許可の変更申請(第18条第2項において準用する第12条第3項)
- ・けし栽培者のあへん又はけしがらの事故の届出(第20条)
- ・けしがらの譲渡し又は譲受けの届出(第21条第1項)
- ・けしがらの廃棄の届出(第21条第2項)
- ・栽培許可証記載事項変更の届出(第22条第1項)
- ・けし栽培の許可の再交付申請(第23条第1項)
- ・けし栽培の許可証再交付を受けた後の亡失した許可証の返納(第23条第3項)
- ・栽培許可の失効の届出(第24条第1項)
- ・けしの栽培又は研究廃止の届出(第25条第1項)

- ・ けし栽培の許可証の返納(第 27 条)
- ・ 許可の失効又は取消によるあへん及びけしがらの数量の届出 (第 28 条第 1 項)
- ・ 許可の失効又は取消によるけしがらの譲渡しの届出(第 28 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項)
- ・ 許可の失効又は取消によるけしがらの廃棄の届出(第 28 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるあへん及びけしがらの数量の届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 1 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるけしがらの譲渡しの届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ けし栽培者の死亡等によるけしがらの廃棄の届出 (第 28 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ けし災害補償金交付申請(第 33 条第 2 項)
- ・ あへん売渡申請(第 34 条第 2 項)
- ・ 麻薬製造業者又は麻薬研究者のあへん又はけしがらの事故の届出(第 37 条において準用する第 20 条)
- ・ けしがらの廃棄の届出(第 38 条において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究者が行う定期届出(第 40 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究施設でなくなった場合のあへん又はけしがらの数量の届出(第 41 条第 1 項)
- ・ 免許の失効等によるけしがらの譲渡しの届出(第 41 条第 4 項において準用する第 21 条第 1 項)
- ・ 免許の失効等によるけしがらの廃棄の届出(第 41 条第 4 項において準用する第 21 条第 2 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるあへん又はけしがらの数量の届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 1 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるけしがらの譲渡しの届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 4 項)
- ・ 麻薬研究施設の設置者の死亡等によるけしがらの廃棄の届出(第 41 条第 5 項において準用する同条第 4 項)

原本証明書

下記の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

記

証書等の名称

例) 厚労太郎の薬剤師免許証

1

2

3

4

5

※行が不足する場合は、適宜追加してください。

令和 年 月 日

氏 名 ( 法人にあつては、名  
称及び代表者の氏名 )

公益社団法人 熊本県薬剤師会長 様

熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課長

麻薬取扱者免許申請及び麻薬等届出の電子申請・届出窓口の開設について  
(通知)

本県の薬務行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「麻薬及び向精神薬取締法」に基づく申請の一部（以下「申請」という。）並びに「麻薬及び向精神薬取締法」及び「覚醒剤取締法」に基づく届出の一部（以下「届出」という。）について、電子申請・届出窓口（LoGo フォーム）を令和6年（2024年）3月25日に開設いたします。

つきましては、申請及び届出の方法等について下記のとおりとしますので、その内容について御了知の上、貴会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、現在届出を受け付けている電子申請サービス（e-TUM0）は令和6年（2024年）3月24日までで閉鎖します。

本通知は LoGo フォームによる申請及び届出を強制するものではなく、従来どおり書面による申請及び届出も可能です。

記

1 電子申請について

(1) LoGo フォームによる申請が可能なもの

麻薬（施用者・管理者・研究者・卸売業者・小売業者）免許申請

麻薬（施用者・管理者・研究者・卸売業者・小売業者）免許証再交付申請

(2) LoGo フォームの掲載場所

熊本県ホームページ (<https://soshiki/45/195564.html>) ヘルプを掲載しています。インターネットで、「熊本 麻薬 電子申請」と検索してください。

(3) 申請方法

申請書及び添付書類を電子データで提出します。管轄の保健所又は薬務衛生課（以下「保健所等」という。）の確認後、必要に応じ提出書類の修正等を行い、保健所等からの手数料納入依頼通知（メール）に従い、クレジットカード又は PayPay による決済（以下「キャッシュレス決済」という。）により手数料を支払います。その後、保健所等で審査等を行い、免許証が交付されます。申請から免許証受取までの流れは【図1】のとおりです。

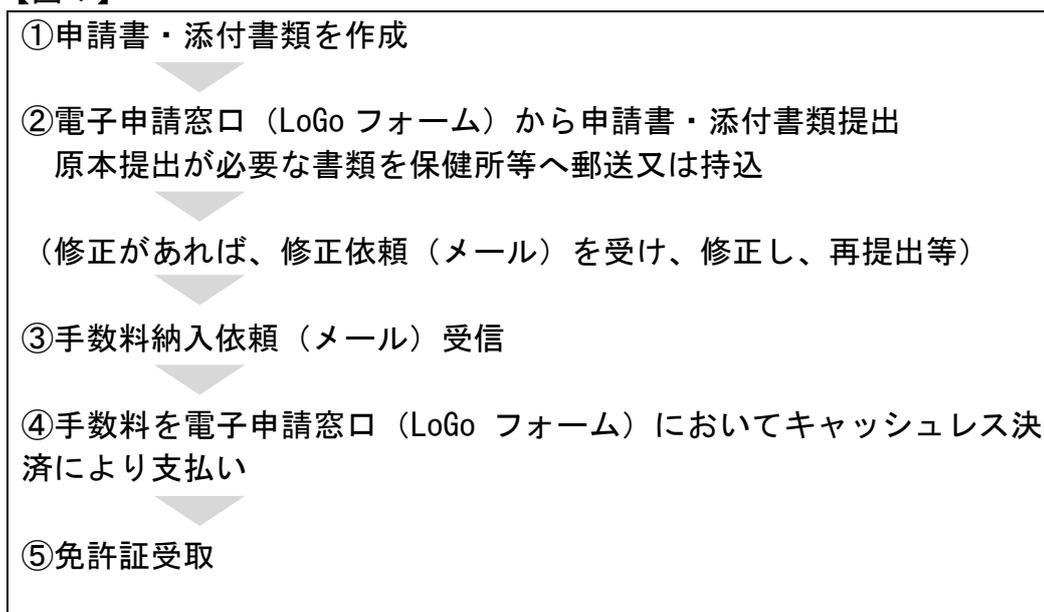
(4) 原本提出が必要な書類

(3)のとおり、原則として申請書及び添付書類は電子データを提出することとなりますが、以下の書類は原本を保健所等へ郵送又は持込で提出してください。

・ 診断書

・ 現在所有する麻薬免許証

【図 1】



## 2 電子届出について

### (1) LoGo フォームによる届出が可能なもの

届出名称	様式番号
麻薬（施用者・管理者・研究者・卸売業者・小売業者）免許証記載事項変更届	2
麻薬（施用者・管理者・研究者・卸売業者・小売業者）免許証返納届	4
麻薬（施用者・管理者・研究者・卸売業者・小売業者）業務廃止届	7
麻薬廃棄届	1 1
調剤済麻薬廃棄届	1 2
麻薬事故届	1 3
麻薬卸売業者役員変更届	8
麻薬小売業者役員変更届	8
残余麻薬届	9
残余麻薬譲渡届	1 0
向精神薬事故届	3 1
向精神薬試験研究施設設置者登録証記載事項変更届	2 7
向精神薬試験研究施設設置者試験研究廃止届	2 8
向精神薬試験研究施設設置者の変更届	2 9
覚醒剤原料廃棄届出書	4 3
覚醒剤（覚醒剤原料）事故届出書	4 4
指定証記載事項変更届出書	3 4
業務等廃止届出書	3 6
指定証返納届出書	3 7
取扱品目等変更届出書	3 8
交付又は調剤済の医薬品である覚醒剤原料譲受届出書	4 1
交付又は調剤済の医薬品である覚醒剤原料廃棄届出書	4 2
指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）所有数量報告書	4 5

指定失効に伴う覚醒剤（覚醒剤原料）譲渡報告書	46
指定失効に伴う覚醒剤原料処分願出書	47

(2) LoGo フォームの掲載場所

1 (2)と同じ。

(3) 届出方法

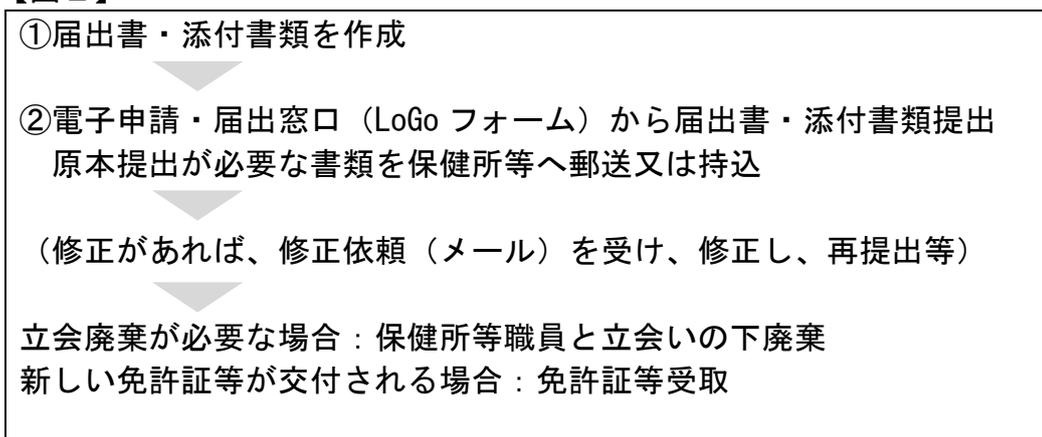
届出書及び添付書類を電子データで提出します。保健所等の確認後、必要に応じ提出書類の修正等を行います。届出の流れは【図2】のとおりです。

(4) 原本提出が必要な書類

(3)のとおり、原則として届出書及び添付書類は電子データを提出することとなりますが、以下の書類は原本を保健所等へ郵送又は持込で提出してください。

- ・ 診断書
- ・ 現在所有する麻薬免許証
- ・ 現在所有する向精神薬試験研究施設登録証
- ・ 現在所有する覚醒剤（覚醒剤原料）指定証

【図2】



3 注意事項

- (1) 電子申請を行う場合、手数料の支払いは必ずキャッシュレス決済となります。熊本県収入証紙による支払いを希望する場合は、書面により申請してください。
- (2) 麻薬取扱者免許申請や麻薬取扱者免許証記載事項変更届等、新たに免許証が交付される申請等を行い、郵送等により免許証等を受け取ることを希望する場合は、返送用のレターパック又は封筒（簡易書留相当分の切手を貼付、A4 の紙が入る大きさのもの）を保健所等へ送付してください。
- (3) LoGo フォームの窓口（URL）は、保健所等の管轄ごとに異なりますので、業務所の所在地を管轄する保健所等の窓口（URL）であることを御確認の上、申請又は届出を行ってください。

問合せ先  
 熊本県健康福祉部県境局薬務衛生課  
 監視麻薬班  
 電話：096-333-2242